平成２４年（フ）第６９０８号
大阪府東大阪市新庄１丁目12番20―402号高山ハイツ402号
債務者　武内慶次こと　朴　　大二
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４号
大阪市淀川区三津屋北２丁目15―45―701、住民票上の住所大阪市淀川区三津屋北２丁目21番13号
債務者　蔵満美奈子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９号
大阪市城東区古市２丁目５番３―106号
債務者　園田　澄子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２５４号
堺市美原区阿弥474番地１、前住所大阪市大正区鶴町３丁目６番６―505号
債務者　川内　　聡
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２５８号
大阪府松原市天美東８丁目13番９号
債務者　中村　順孝
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２６７号
堺市南区竹城台１丁２番７―104号
債務者　勝部美智子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２７３号
堺市南区三原台１丁３番33―405号
債務者　古家　史枝
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２７７号
大阪府柏原市田辺２丁目９番11号
債務者　麻雀クラブ樹亭夢こと　山本　正美
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２８１号
堺市南区原山台５丁１番21―301号
債務者　西川　孝司
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２８４号
大阪府松原市高見の里３丁目10番５号
債務者　髙橋　舞子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２８８号
大阪府松原市天美南２丁目135番地の40
債務者　安保　美子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２９０号
堺市中区深阪2534レオパレスＮｅｏ深阪112号室、住民票上の住所大阪府大阪狭山市西山台６丁目14番10号―110号
債務者　中井　淳一
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３０３号
堺市堺区中向陽町１丁１番32号
債務者　冨井　利行
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３１３号
大阪府羽曳野市古市２丁目12番25号
債務者　古川　　勇
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３３２号
堺市北区百舌鳥陵南町３丁452番地１―203号
債務者　徳永　幸子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１７６号
松江市雑賀町1183番地
債務者　山﨑　創平
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９４号
岡山県倉敷市老松町３丁目12番３号　ケイ・コーポ203号室
債務者　合田　満枝
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３０１号
岡山県笠岡市一番町５番地29　市営住宅一番町団地103号
債務者　安宅　浩子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係